

沖縄県DX推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本県におけるデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）に関する施策について、全庁的な体制を整備し、これを推進するため、沖縄県DX推進本部（以下「推進本部」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本県のDX推進に係る全体指針の策定・運用に関すること。
- (2) 本県のDX推進施策の進捗管理に関すること。
- (3) その他DX推進施策に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は知事をもって充てる。
- 3 副本部長は副知事をもって充てる。また、副本部長のうち、企画部を担当する副知事を最高デジタル統括責任者（Chief Digital Officer。以下「CDO」という。）とする。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長不在のとき、又は事故あるときは、その職務を代理する。この場合において、職務代理順位は、企画部を担当する副知事を第1順位とする。
- 3 企画部長は本部長及び副本部長不在のとき、又は事故あるときは、その職務を代理する。

(CDOの職務等)

第5条 CDOは、ICT施策、DX推進施策の円滑な実施を図るため、各施策の進捗管理や部局間の調整等を総括する。

- 2 CDOを高度の専門的な知識経験から補佐するためCDO補佐官を置き、企画部参事をもって充てる。
- 3 CDOは、CDO補佐官を推進本部に出席させることができる。

(本部会議)

第6条 推進本部の会議は本部長が必要と認めるとき、招集する。

(関係者の出席)

第7条 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第8条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 推進本部を補佐し、推進本部に提示する事項等について調整すること。
 - (2) DX推進に関する計画の策定及び施策の推進に関すること。
 - (3) その他DXの推進に必要な事項に関すること。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で構成する。
- 4 幹事長は企画部企画振興統括監を、副幹事長は企画部デジタル社会推進課長をもって充てる。
- 5 幹事は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 幹事会は幹事長が必要と認めるとき、招集する。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 幹事長は、DXを推進するにあたり、機動的・専門的に調査、検討する必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、部会長及び部会員で組織する。
- 3 部会長は、専門部会における主たる業務を所管する幹事の指名する班長をもって充てる。
- 4 部会員は、部会長が指名する者をもって充てる。
- 5 専門部会は、部会長が必要と認めるとき、招集する。
- 6 専門部会の設置に必要な事項は、幹事長が別途定める。

(庶務)

第10条 推進本部及び幹事会の庶務は、企画部デジタル社会推進課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は本部長が別に定める。

附 則 (令和3年9月1日)

- 1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 沖縄県高度情報化推進本部設置要綱(平成26年10月9日)は、廃止する。

附 則 (令和4年5月1日)

- 1 この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月13日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

知事公室長
総務部長
企画部長
環境部長
生活福祉部長
こども未来部長
保健医療介護部長
農林水産部長
商工労働部長
文化観光スポーツ部長
土木建築部長
会計管理者
企業局長
病院事業局長
県議会事務局長
教育長
警察本部長
監査委員事務局長
人事委員会事務局長
労働委員会事務局長

別表第2（第8条関係）

知事公室秘書課長
総務部総務私学課長
企画部企画調整課長
環境部環境政策課長
生活福祉部福祉政策課長
こども未来部こども若者政策課長
保健医療介護部保健医療総務課長
農林水産部農林水産総務課長
商工労働部産業政策課長
文化観光スポーツ部観光政策課長
土木建築部土木総務課長
出納事務局会計課長
企業局経営計画課長
病院事業局総務企画課長
県議会事務局総務課長
教育庁教育支援課長
警察本部警務部警務課長
監査委員事務局監査課長
人事委員会事務局総務課長
労働委員会事務局調整審査課長